

特化則、第2条第3項(令別表第3) 2015/03/18

第1号	第1類	1	ジクロロベンジジン
		2	アルファーナフチルアミン
		3	塩素化ビフェニル(PCB)
		4	オロトトリジン
		5	ジアニシジン
		6	ベリリウム
		7	ベンゾトリクロリド
		8	1-6: 1% <small>以下</small> 、7: 0.5% <small>以下</small> 、6: 3% <small>以下</small> 合金
第2号	第2類	1	アクリルアミド
		2	アクリロニトリル
		3	アルキル水銀
		3の2	インジウム
		3の3	エチルベンゼン
		4	エチレンイミン
		5	エチレンオキシド
		6	塩化ビニル
		7	塩素
		8	オーラミン
		9	オルトーフタロジニトリル
		10	カドミウム
		11	クロム酸
		11の2	クロロホルム
		12	クロロメチルメチルエーテル
		13	五酸化バナジウム
		13の2	コバルト
		14	コールタール
		15	酸化プロピレン
		16	シアル化カリウム
		17	シアン化水素
		18	シアン化ナトリウム
		18の2	四塩化炭素
		18の3	① 4-ジオキサン
		18の4	① 2-ジクロロエタン(二塩化エチレン)
		19	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン
		19の2	1,2-ジクロロプロパン
		19の3	① ジクロロメタン(二塩化メチレン)
		19の4	ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェート(DDVP)
		19の5	1, 1-ジメチルヒドラジン
		20	臭化メチル
21	重クロム酸		
22	水銀(除く硫化水銀)		
22の2	① スチレン		
22の3	① 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)		
22の4	① テトラクロロエチレン(パークロルエチレン)		
22の5	① トリクロロエチレン		
23	トリレンジイソシアネート		
23の2	ニッケル(粉状)		
24	ニッケルカルボニル		
25	ニトログリコール		
26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン		
27	パラ-ニトロクロルベンゼン		
27の2	砒素(除くアルシン、砒化ガリウム)		
28	フッ化水素		
29	ベータープロピオラウトン		
30	ベンゼン		
31	ペンタクロルフェノール(PCP)		
31の2	ホルムアルデヒド		

		32	マゼンタ
		33	マンガン(除く塩基性酸化マンガン)
		33の2(㊟)	メチルイソブチルケトン
		34	ヨウ化メチル
		35	硫化水素
		36	硫酸ジメチル
		37	混合物
第3号	第3類	1	アンモニア
		2	一酸化炭素
		3	塩化水素
		4	硝酸
		5	二酸化硫黄
		6	フェノール
		7	ホスゲン
		8	硫酸
		9	混合物